

議案第64号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により容積率の特例許可制度が新たに導入されることに伴い、共同住宅の容積率の特例の許可申請に係る手数料を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(35)まで（略）	（略）	（略）
<u>(36)から(128)まで</u> （略）	（略）	（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(35)まで（略）	（略）	（略）
<u>(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>
<u>(37)から(129)まで</u> （略）	（略）	（略）

付 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。